

旧優生保護法下の「強制不妊手術」

当事者の声を聞く ゼミ学習会

仙台地裁に提訴された国賠訴訟について学びます

一般の方も
参加できます
(参加無料)

【日時】 ▶▶▶

2018年 **3月10日(土)**

開場 14:30 開会 15:00

【会場】 ▶▶▶

東北学院大学土樋キャンパス
ホーイ記念館 3階 H310 教室

(地下鉄南北線「五橋」駅または「愛宕橋」駅を御利用ください)
※大学構内の駐車場は利用できません。

旧優生保護法下で行われてきた「強制不妊手術」。その被害者への補償がなされなかったのは憲法違反であるとして、国の謝罪と補償を求める日本初の裁判が、2018年1月、仙台地裁に提訴された。原告の義姉・佐藤路子さん(仮名)、この問題を約20年前から訴えてきた被害当事者である飯塚淳子さん(仮名)、国賠訴訟弁護団長の新里宏二弁護士をお迎えして、お話をうかがいます。

資料準備のため、事前申込みをお願いします

連絡先

gakusyukai2018@gmail.com

企画

黒坂ゼミ・郭ゼミ
(東北学院大学共生社会経済学科)

協力

CIL たすけっと
book cafe 火星の庭

「優生保護法」とは？ ～被害者の人生に起きたこと～

◆裁判をきっかけに実態解明が進んでほしいー。

今年1月30日、優生手術被害について国家賠償請求訴訟をおこした原告の義姉・佐藤路子さん(仮名)の想いです。

原告の由美さん(仮名)は知的障害があり、15歳のときに本人の同意なしに不妊手術を受けさせられました。その後、由美さんは日常的に腹痛を訴えていました。昨年7月に宮城県の優生手術台帳の開示がされ、手術理由が「遺伝性精神薄弱」となっていることが発覚しました。けれど、別の記録では医学的に遺伝ではないと判断がされていて、優生手術の審査と食い違っています。旧優生保護法では、遺伝性の疾患がある場合、本人の同意がなくても医師が優生手術を申請することができました。国は「厳正な審査にもとづいて行われていた」としていますが、この審査の信頼性も揺らいでいます。

◆飯塚淳子さん(仮名)は、16歳のときに何も知らされず手術をされ、あとでそれが不妊手術だったことを偶然知ります。痛み止めをのまないといけなほどの激痛があり、仕事もままなりませんでした。

20年ほど前に名乗り出て謝罪と補償を訴えていますが、国は「当時は合法だった」との主張を変えません。また、宮城県が飯塚さんの手術をした年度の記録を処分してしまっていて、当時の公式な証拠も見つかっていない状態です。

◆旧「優生保護法」とは、「不良な子孫の出生を防止する」とこと、「母性の生命健康を保護する」ことを目的として1948年に制定された法律です。遺伝性疾患や知的障害、ハンセン病の患者などへの不妊手術のほか、刑法墮胎罪の例外規定としての人工妊娠中絶を認めていました。障害者や女性の権利を侵害する差別的な法律であると批判を受けて96年に「母体保護法」に改定されました。

この法律による不妊手術は、記録に残っているものだけで約2万5000件で、そのうち本人の同意を得ていないものが約1万6500件にのぼります。

◆今回の学習会では、旧優生保護法の下で被害に合われた方が、その後をどのように生きてこられたのか、いまどんな想いでおられるのかをお聞きします。また、国賠訴訟の経緯と、今後の動きについて弁護団長の新里宏二弁護士にお伺いします。

遠い昔の話ではなく、今も被害者の人生は続いています。なぜこのようなことが起きたのか、そして、なぜいま裁判を起こしたのかー。ぜひ当事者の話に耳を傾けていただきたいです。お誘い合わせてお越しください。

